昭和二十七年十二月一日 第三種郵便物認可
昭和二十四年六月三日国有鉄道特別承認雑誌第一一九九号

經濟論叢

第102巻 第2号

国家独占による競争条件の
創出と軍需調達制度の合理化 …………………池 上 惇 1

雛型交渉と産業別労働組合 ………………………赤 岡 功 21

ケインズ「管理通貨」思想の原形 ……………葛 西 孝 平 40

研究ノート

中堅企業調査について ……………………………田 杉 競 55

書 評

「貨 幣 と 征 服」…………………………………島 恭 彦 66

昭和43年8月

京都大學經濟學會

沖縄における日本円の消滅

——B円軍票のメカニズム——

小　野　一　一　郎

第2次大戦後における沖縄通貨制度の変化は，最終的には1958年9月のドル切替えに，その終着点（一応の）をみるのであるが，沖縄通貨制度の特質そのものはすでにその前史であるB円体制の下においてはじまっていた。だから沖縄通貨制度の特質にふれるためには，まづこのB円体制からはじめるのが順序であろう。なぜならそれはなによりもまず沖縄における日本円の消滅＝沖縄の日本円圏からの分離という重大な歴史的使命を荷うものであり，さらにその後の展開への基盤を形造るものだったからである。

I　B円体制の確立

B円とは，1943年8月米軍が日本領土への進攻を予定し，そのための準備としてワシントン紙幣印刷局において製造された円表示のB号軍票である。当初この軍票は作戦遂行上の理由からAB二種類が準備されたといわれる。その主な理由は，たとえば九州地方ではB円を，関東地方ではA円を用いる場合，九州占領後，日本軍が九州を奪回しB円が使えなくなっても，なおA円は使えるといった慎重な考慮にもとづくものであったとされている。（宝村信雄「B円物語—発行，制度，政策及びその変遷—」，琉球銀行調査部編『金融経済』1957年1月号所収）

沖縄の通貨はこのB円軍票によって，その後1948年6月に統一され，以後このB円軍票が唯一の法貨となってドル切替えまでつづくのであるが，B円軍票の専一的法貨性は最初から確立されていたわけではない。

沖縄侵攻4ヶ月前の1945年1月6日米作戦命令第7号「軍政に関する命令」中の「通貨」に関連する事項を拾い上げてみるとつぎのような規定がある。

(a)　B円は法貨として日本銀行券の補助に用いる。B円と日本銀行券を同価

値として相互に交換できる。

(b) 米本国ドルは法貨として流通しない。本国ドルを占領地で発見したらこれを没収する。

(c) B円と本国ドルとの為替レートを10B円対1ドルとする*。このレートは軍職員への俸給支払及び会計報告等一切に適用するものとする。

(d) 軍司令官は占領軍の使用する円通貨のすべてを管理統轄するものとする。

(e) 上陸前に海軍支出財政官及び財政担当を命ぜられた各指揮官はすべての米本国ドルをB円に交換し，各戦闘軍将兵の需要に応ずるものとする。(同上『金融経済』)

* 宝村信雄氏は前掲論文において，この1ドル=10B円の規定について，1940年で1ドルは約28円（日本円）の割であり，45年には1ドルは50円以上の相場でもよかったのだから1ドル=10B円としたことは非常な円価値の尊重であり，また円通貨の流通を禁止せず，両者の併用を考慮したことをもって米国の国際法準拠への誠意を表わすもの，日本円の尊重を示すものと高く評価されている。しかし両貨併用は軍票という性格から出てくる当然の規定であり，またレートはドルとB円に関するものであって，日本円に関するものではない。また現地経済にとってはB円をもらってもこのレートでドルにかわるものでもない。レートは米軍内部でのものにすぎないのであって何も円が尊重されたわけではない。現地経済にとってはもしB円がばらまかれて物資が徴発されればそれだけ物価が上がるだけだろう。B円はそれ自身の価値規定（それを入手した米軍以外の者に対する）を欠如しており，このような軍票は別に軍票史上誇りうるものではないのである。

この段階ではB円軍票は上記の規定にも明らかなように，軍票そのもの，つまり強制徴発証券としての資格において規定されており，しかもこの場合円として，したがって日本通貨（円）の流通を無効とするものではなく，むしろ日本の流通圏に浸透することが意図されているのである。軍票を，この場合ドル軍票としてでなく，B円軍票として占領地域の通貨単位の軍票を発行したことは，軍票を償還する場合の負担の軽減をあらかじめ予定したものと思われる。(ドル軍票の場合，ドル請求権として現われるから。)

だから当時においてはドルは勿論のこと，その後に現われたMPC（ドル表

示軍票）もなく，沖縄の通貨としてはアメリカ軍もB円を使用する円圏（円及びB円）だけが予定されていたわけであった。

しかし1945年3月の米軍の上陸以来，沖縄の戦場化は沖縄経済を急速に破壊し，特に沖縄本島の住民生活は米軍放出の無償配給または役務に対する現物給付，物々交換という形で営まれ，約1年間貨幣経済は停止状態となった。（琉球銀行『琉球銀行十年史』1962年，257-258頁，以下『琉銀十年史』と略す）

戦後の沖縄で貨幣経済が復活したのは1946年4月以降である。1946年4月15日付の軍の布告によって，北緯30度以南の南西諸島の法貨はB型軍票，新日本円，証紙貼旧日本円とされ，それによって住民が戦前から所持する旧日本円及び補助貨はすべて回収され，代りにB円軍票が1対1で交付された。（第1次通貨交換——第1表参照）これと同時に賃金制度，生活物資の有償配給制度が実施され，住民経済の中に次第に通貨経済が復活するにいたった。

第1表　第1次通貨交換高（1946年4月15日～28日）
（単位：千円；未満切捨）

	旧日銀券回収高	B軍票交付高	差引封鎖預金高
沖　縄	62,389	20,761	41,627
大　島	82,460	82,460	——
宮　古	18,752	17,455	1,297
八重山	9,883	9,883	——
計	173,485	130,560	42,925

（注）沖縄における交換は世帯主1人100円，家族1人につき50円の現金交換しか認めず，超過分は封鎖預金とした。（前掲『琉銀十年史』258頁による。但し八重山のB軍票交付高は，吉野俊彦『琉球旅行記』1960年，285頁による。）

第1次通貨交換後4ヶ月たった同年8月，軍政府は突如再び沖縄本島と周辺の離島にかぎって第2次通貨交換を実施した。(8月5日～20日）これはB円軍票を新日本円に交換するもので（交換比率1対1，封鎖なしの全額現金交換，交換高75,945千円)；この交換によって琉球列島の通貨は，沖縄本島では新日本円に統一され，奄美大島，宮古，八重山ではB軍票及び新日本円が併用されるようになった。9月15日沖縄本島以外の他の南西諸島にも同様の布令が出されたが，

新日本円不足のため全面的に交換できず，併用が継続されることになった。

1946年7月以降本土在住沖縄疎開者の引揚げが実施され，それにともなう引揚者の日本円の持込み，また当時日本のインフレーションよりも沖縄のインフレの方がおくれて沖縄の通貨価値の方が高かったため密輸によって新日本円が流入したこと，さらに賃金制度の実施による軍円予算の支払超過などによって，通貨量は急速に増大した。軍円予算の増大は日本政府が連合国占領費負担（終戦処理費）のために支出した新日本円の一部が琉球列島占領費として支出されることによって生じた。生産の未回復と貿易の中絶という状態の下で，通貨の増大はインフレを急速化した。（前掲『琉銀十年史』121，261頁）

その後1947年9月には再び北緯30度以南の南西諸島の法貨として新日本円のほかにB円軍票をも併用すること，つまり沖縄でもB円が再び法貨として指定され，従来の二本建通貨制度にもどった。（同上，6頁）

1946年後半期以降のインフレーションの進行による物価騰貴，琉球における各群島間の通貨の不統一，また全琉球的規模の金融機関の欠如など琉球経済の復興，占領政策の遂行を阻害する隘路を克服するため，全琉球を単一の通貨制定の下におき，インフレーションを抑圧し，各群島間の経済交流を増大せしめ，自由企業経済の実施に対応する金融機構を整備することが政府施策の目標にされるにいたった。ここに軍政府当局による琉球銀行の創設と第3次通貨交換が実施されることになった。（同上，122頁）

1948年5月4日軍政府布令第1号による「琉球銀行条例及び同付則」に基づいて設立された琉球銀行（51%軍政府出資）は唯一の商業銀行として，また一面では発券業務を行なわざる中央銀行としての機能をもち，従来各島に設置されていた中央銀行，民政府銀行を接収統合し，ここに全琉球銀行の統合＝一元化を実現した*。

* 琉球銀行条令は，その起草に当って米国の植民地であった某地（フィリッピンといわれる）における中央銀行の条令をほとんどそのまま転用したものとされている。（同上，271頁）

同年7月軍政府特別布告第29号によって第3次通貨交換が行なわれ，さらに

8月には軍政府円予算均衡化方針が明示され，インフレーションの進行が抑制されることとなった。第3次通貨交換（1948年7月16〜20日）によって，新日本円及び旧B円軍票が回収され，代わりに新B円軍票が交付された。

第3次通貨交換は沖縄本島で使用されていた日本円の使用を停止し，全琉球の通貨をB円軍票に統一することを目的とするものであった。この結果日本円の流入による通貨の増大は阻止され，全琉球がB円の下に統一されることになった。同年7月20日軍政府布令第30号によってB円軍票は琉球における唯一の法定通貨とされ，ここに琉球諸島は固有の通貨をもつ独立した経済圏を形成することになった。（同上，16頁，283頁）

第2表　第3次通貨交換高
（1948年7月16〜20日）（単位：千円）

地方別	交換高(A)	交換高(B)
沖縄	362,066	398,819
大島	150,481	150,481
宮古・八重山	85,398	121,142
計	579,946	665,443

（注）交換高(A)は前掲『琉銀十年史』122頁記載の琉球銀行調べの数字。
交換高(B)は前掲『琉球旅行記』所載の「琉球の経済金融に関する重要統計」中に記載された琉球銀行東京事務所調査による数字。同書，286頁。この相違は前者つまり(A)は日本円の交換高だけをかかげ，後者は旧B円に対する交換高を含んでいることによるのであろうか。

このB円による通貨制度の統一を基礎とし，同年11月には軍政府特別布告第33号により，これまでの配給機構の官営制度が廃止されて，自由企業制度が実施され，一般に私的企業活動が戦災による混乱から次第に回復に向うことになった。さらに通貨制度に関連する重要なる措置として，このB円による通貨の統一を基礎とし，翌1949年4月には軍政府によって外国為替資金制度＝「商業ドル資金」制度が設定され，琉球側住民の稼いだドル収入が同勘定にプールされるようになった。（同上，20頁）

翌1950年4月には軍政府布告第6号によって，B円の対ドル単一公定レート（1ドル＝120B円）が設定され，沖縄経済は国際経済と一層深く結びつくことになった。（4月12日実施。売買相場は公定相場の上下1％の範囲内で決定される。この結果B円と日本円の関係は1B円＝3日本円となる。）*

この通貨政策の安定と単一為替レートの確立の基礎上に，同年10月末には布令第26号および指令11号により「琉球列島の貿易及び外国為替の管理」に関す

る規則が制定され，1951年1月には外貨予算が公表され，同年2月には民間貿易が再開され，つづいて4月には米国援助資金を一層効果的に活用し，その会計を明確にして運用する目的をもって，民政府により「見返資金制度」が確立された。(同上，9頁)

* B円とドルとの交換比率は占領当初は1ドル対10B円であった。1946年6月の後にのべるMPC制度発足以来B円の対ドルレートは一般に1ドル対50B円の割合で換算されていたが，貿易取引では必ずしも一定の比率は通用されず，各物資毎に適当にきめられていた複数レート制であった。1950年4月より1ドル＝120B円の単一レートになったが，それも全部直ちにそうなったのではなく米，薬品等の必需品には過渡的に低いレートが適用された。(同上，124頁。なお『金融経済』前掲論文)

48年のB円による統一，49年の「商業ドル資金」制度の設置，50年の単一為替レートの設定，ならびに51年の見返資金制度の確立によって，米民政府（1950年12月5日付をもって軍政府は形式上民政府に改められた）による通貨管理制度は一応整備完成をとげることになるのである*。

* 1953年12月2日，これまでサンフランシスコ講和条約第3条により直接アメリカの施政権下にあった南西諸島のうち，戦略的価値の比較的低い旧鹿児島県大島郡(奄美群島) が返還された。その結果奄美群島(大島五島)のB円は日本円に交換された。交換高：193,975千B円を581,922千日本円に交換。日本円と交換され，日本の所有となったB円の償還はドルをもって行なわれず，奄美大島に充当したガリオア援助金と相殺された。(『琉銀十年史』133頁。なお宝村信雄「ドル切替物語」前掲『金融経済』1958年10月所収)

このB円体制下の通貨発行制度の特徴についてはのちにふれるが，その前にB円体制の確立過程において注目すべき2，3の点にふれておきたい。

(1) B円による統一は同時にB円の唯一の法貨としての確立＝B円による排他的支配を意味するものであり，その結果通貨的に沖縄と日本との分離が完成したことである。したがってそれは単に日本円の流入によるインフレ防止以上の意味をもつものであった。このことはアメリカが沖縄の長期的な直接支配を決定したことを意味している。

(2) このような変化は沖縄だけのものでなく，アメリカの日本占領政策にお

ける変化と直接に関連するものであった。1948年初頭以来対日政策は日本経済の自立達成が強調されるにいたり，いわゆる「経済十原則」（1948年7月20日）極東委員会の「貿易促進策」（同12月6日）をへて「経済安定九原則」（12月18日）へと発展していった。アメリカ政府によって指令された経済安定九原則は欧州援助計画（マーシャル・プラン，1947年7月計画，1948年4月成立）においてアメリカの被援助諸国との間に結ばれた事務協定のイミテーションであった事実より推定しうるように，それは米国の世界政策の日本への適用であり，いわゆるドッヂ・ラインの名で呼ばれる安定計画はこの九原則の具体化であり，その帰結はインフレ収束，超均衡財政の実施，1ドル＝360円単一為替レートの設定（1949年4月25日実施），対日援助見返資金の設置（4月30日公布4月20日に遡り施行）であった。

1949年12月1日「外国為替および外国貿易管理法」が公布実施され，同日，「外国為替特別会計」が独立し，また民間貿易が輸出については12月1日より，輸入についても50年1月1日から許可されることになった。その他総司令部の監督下に外貨予算が編成されるようになり，これと関連して総司令部管理の商業ドルが政府移管となり，外国為替管理委員会に権限が委任されることになった。（ただしドル資金の日本政府への全面的移管は1951年8月）それらはいずれもアメリカの指導下に日本を「極東の工場」として再建し，日本経済をドル・ブロックの安定的な構成要素にすることを目的とした措置にほかならなかった。

以上の日本の動向を沖縄と対比するとき，インフレ収束については日本より沖縄の方が先行し，単一為替レート設定については沖縄よりも日本の方が先行しているというように前後しているものもあるが，全体として，両者がきわめて密接な関連の下に置かれていることを了解することができるだろう。

すなわち，それは沖縄を円圏から分離独立した上で，それをアメリカの直接支配の下に掌握することを，行政面ばかりでなく通貨面からも確立することを意図したものであったことは明らかである。もっとも誤解をさけるために一言すれば，このことはアメリカが日本と沖縄との経済的関係の断絶を意図するも

のであったわけではない。通貨の同一性を通ずる影響を断絶し支配体系を完成したのである。

(3)　このような動向の原動力が，1947年3月のトルーマン・ドクトリンの宣言，「対ソ封じ込め政策」の採用以来激化するにいたった米ソ冷戦の進行，中国本土における国共内戦の進展ならびに国府軍の敗北の明白化が日本ならびに沖縄の（小笠原をも含めて）の軍事的価値を，この段階において，アメリカに再認識せしめたことにあったことは指摘するまでもないであろう。

たとえば1948年1月6日アメリカのロイヤル陸軍長官はサンフランシスコで「日本を広範囲に非軍事化しようとする当初の方針から，今後極東におこるかもしれぬ新しい全体主義の脅威に対し防壁の役目を果すのに十分に強力な民主主義をきずき上げる方針へと対日政策を転換する」と声明し，（『朝日新聞』昭和23年1月8日ＡＰ電）つづいて1月21日極東委員会のアメリカ代表マッコイ少将が「日本の経済自立」を強調して，対日政策の新しい方向づけを行なったこと。また沖縄をたんに従来のように日本に対する監視基地としてだけではなく，アジアにおける共産主義に対する基地としてアメリカの安全保障上重要であり，援助を与えて復興せしめねばならぬことが，1948年5月米下院歳出委員公聴会で米陸軍省当局者によって強調されていることなど。（宮里政玄『アメリカの沖縄統治』1966年，13頁）これらのことは1945年にはじまる対日政策ならびに沖縄政策の新しい段階への移行を物語るものといえよう。またそれが1949年10月の中華人民共和国の成立，1950年6月にはじまる朝鮮戦争によって一層確定したコースを辿ることになったことは勿論である。沖縄基地化の本格化，具体化は一般に1949年の後半以降とされているが，その端初はすでに1948年のＢ円による統一にそのメルクマールをみることができるのである。

(4)　Ｂ円の性格についてはつぎのことが指摘されねばならない。Ｂ円はすでにＢ円体制の確立過程において明らかなように，最初は強制徴発証券＝軍票として日本通貨の流通圏に附加的に入ることを予定されて出現したのであるが，結局Ｂ円は日本円に代わって，唯一の排他的通貨として流通せしめられること

になった。その間，1946年6月（同年4月の第1次通貨交換の2ヶ月後）アジア地域においてこの旧来の軍票制度が廃止され，新たにＭＰＣ制度が設立されることになった。（ヨーロッパでは9月）ＭＰＣはドル表示の軍支払証票（性格的にはＭＰＣは軍人専用ドル小切手といえよう）であり，アメリカ軍人，軍属しか使用できず，現地住民（この場合沖縄住民）の使用は厳禁されている。ＭＰＣはアメリカ本国では通用しえず，米国領土外で駐留するアメリカ軍人らは俸給その他の支払をこのＭＰＣでうける。（交換率は本国ドルと1対1）ＭＰＣは軍事郵便局ないしアメリカン・エキスプレス軍用銀行をとおして為替送金できるし，満期帰国の際は本国ドルに交換される。むろんそれによって軍施設内で米ドルと同価値で物資を購入することが出来る。ＭＰＣは現地通貨と引替えなければ現地経済圏に入り得ず，またＭＰＣを現地通貨にかえれば，再びＭＰＣに転換出来ない立前となっている。（宝村前掲論文『金融経済』1957年1月号所収）

このＭＰＣ制度の採用と同時に，日本，ヨーロッパではドイツ，イタリーなどで，これまで使用されていた現地通貨表示の軍票は，それぞれ当該国の政府ないし中央銀行の発行する通貨と取替えられた。（それは軍票償還義務の被占領国への負担転化＝ドル節約を意味する）　沖縄における第2次通貨交換は，おそらくこの軍票制度の変化にもとづくものであろう。占領軍費用が被占領国の責任において調達される限り，戦時下のように，強制徴発証券を発行・行使することは必要もないし無用の混乱と摩擦を発生させるだけである。またＢ円をばらまけば，軍用交換ルートを通して，Ｂ円の大規模なドル転換が発生する危険もあるから，この措置はむしろ当然といえるであろう*。

*　Ｂ円軍票は日本本土でもはじめ占領軍の軍票として一部使用されたが，その後間もなく総司令部と政府との取極めによって日本銀行券，政府紙幣ならびに硬貨つまり，日本通貨が使用されることになった。（1945年9月16日大蔵省声明，『朝日経済年史』昭和20-21年版，1947年，49頁）しかしこの取極めはＢ円が日本円圏に入る場合の取極めであり，Ｂ円そのものは46年6月まで日本においてもアメリカ軍内で発行流通していたのであろう。さきの宝村論文の旧軍票廃止の時期の記載があやまりないとすればこう理解する以外にはない。

ところが沖縄では制度上存在を失ったはずの軍票B円が，第2次通貨交換においても完全に日本円にかわらず，最後的には日本円がB円に替えられ，B円のもとに通貨統一がなされたのである。だから46年8月の第2次引替え（新日本円への引替え）は，まだ沖縄の地位が確定せず，（1946年1月の総司令部の覚書によって，すでに北緯30度以南の南西諸島の行政権は，日本から分離されていたが）まだ沖縄の軍事的支配＝基地化に関して確定的な態度を決することがソビエトを刺戟することになるのをおそれた段階での茶番であったとも思われる。

B円による統一によって，B円は軍票という形のままで，同時に沖縄地域において，排他的独占的に流通する法貨の地位に上昇し，さらにのちにのべるように，それはドル準備発行通貨＝ドルによって管理される特殊な管理通貨へと性質を変化せしめられたのである。（B円の軍票的性格から法貨的性格への変質については，なお『東京銀行月報』1953年7月号所収「琉球経済事情」参照）

だが旧B円と新B円つまり最初の軍票B円と新たな性格を附与されたB円との本質的差異として注目すべきは，旧B円が円と同質のもの，その流通領域をひとしくするもの，つまりそのままの姿で強制的にではあるが現地通貨圏に侵入することを予定されたものであるのに対して，新B円が，たとえ最初は日本円と引換えに発行されたものとしても，もはや日本円と異質の通貨として，日本円を排除・消滅させることによって，流通を専有するもの，つまり円との絶縁を宣言し，独自の通貨圏を形成するものである点にある。このことはなによりも銘記されねばならない。

同時に軍票そのものが独占的法貨的地位を他国の領土である地域において確立するということが，世界通貨史上はもちろん軍票史上においてさえその前例をみない不合理な代物であることに着目すべきであろう。B円は法貨であるという，しかし平和時において，議会の正式承認をうけていない（当のアメリカ議会の承認さえない）ような軍票を専一的な法貨とするところが沖縄を除いてどこに存在するか。

Ⅱ　B円発行制度の性格

B円体制は1948年7月のB円による通貨の統一，49年4月の商業ドル資金制度の設置，50年4月の単一為替レートの設定（120B円＝1ドル），51年4月の見返資金制度の成立によって確立することはすでにのべた。

したがってここではこの段階（つまりB円体制の確立）以後ドル切替えまでのB円通貨制度の特徴を発行制度の側面からみてみたいと思う。

もちろんB円の発行権は沖縄人による琉球政府ではなく，米国民政府であるが，B円の増減のメカニズムは主として二つのルート，すなわち「商業ドル資金」と「見返資金」の運用（のちには民政府預ケ金の運用）の結果として生ずる。この他に琉球側の琉球政府の財政資金撒布・引揚があるが，これは既発行B円の流通内部に関係することでここでの主たる問題ではないだろう。そこでまず，B円発行の根幹をなす「商業ドル資金」の運用からみることにしたい。

「商業ドル資金」とは，琉球の輸出，貿易外収入なかんずく基地収入（基地建設工事その他アメリカ軍人軍属および外国人に対する労務，サーヴィス，物資の提供の対価の受取）あるいは海外在住者の送金などによって増加し，沖縄の輸入その他の対外支払いによって減少するドル資金であり，これを管理運用するものは米民政府である。この場合B円は商業ドル資金の増減にしたがって伸縮する。つまり沖縄側の輸出ないし労務提供→ドル収入増（ただしこれは直接沖縄人に支払われず，かわりにB円が支払われる）→B円増（つまりB円発行），輸入の場合はこの反対のコースをたどって，B円が吸い上げられ→ドルが減少する。だから，この制度の下では「商業ドル資金」勘定の残高（ドル残高）の120倍（1ドル＝120B円であるから）のB円が発行額（残高）となることが機械的にきまるわけである。（前掲『東京銀行月報』所収「琉球経済事情」）

いいかえればB円はつねに100%のドル準備にもとづいて発行されることになるわけである。したがってこの制度のもとでは国際収支差額が「商業ドル資金」残高（ドル残高）の増減をとおして，直接に通貨量を規定することになり，

通貨の伸縮は国内取引とは独立して，国際収支によって規定されることになる。

だからここでは古典的な金本位制の想定した金本位ゲームのルール遵守による国際均衡化メカニズムへの信頼と重視が，まさにこの場合100％外貨準備制度という形を通して，もっとも厳密にその保持を強制装置されていることになるわけである。この発行制度はかつての植民地幣制の英印型（米比型といってもよい，インド，マレー，フィリッピンなど）金為替本位制に特徴的であった全額準備制（ここでは日本，フランス，オランダなどの植民地通貨制度とちがって，発行権をもった中央銀行の欠如を特徴とし，発行権は政府当局により直接掌握されていた）にその原型を求めることができる。しかし，沖縄の場合特徴的なことは，ドルを管理するものがアメリカそれ自体であって，しかも沖縄住民はドルを自由に入手することもいわんやドルを金に転換することもできないわけであるから，この制度は100％ドル準備通貨制，いわゆるドル為替本位制といえても，原型とは異なった一層不安定な，かつ閉ざされた性格（一層きびしい制約性）をもつものといえるであろう。もっとも大恐慌以後の金本位停止下の，就中第2次大戦勃発以後の本国通貨と結合した植民地の100％為替準備制（たとえばマレー，香港，フィリッピンなど）はすべてこれと同じ性格をもっていたといってよいが。

沖縄の外貨収入はほとんど6,7割内外を基地収入に依存し，残りを日本との特恵関税による一次産品（黒糖，パインアップルなど）の輸出と海外からの送金に依存している。（後掲第3表参照）だからひとたび，これらのドル収入が減少すれば，たちまち所得の減少と国際収支の困難にみまわれざるをえない。しかもその場合そのいずれもが，その困難を回復すべき需要の価格弾力性を期待できないのはもちろん，供給側の弾力性も極めて狭隘な性格のものであるから，100％準備制にもとづく自動的回復力は働く余地をもたないであろう。

沖縄の基地化ならびに地域の狭小性・後進性は通貨発行制度を国際収支に結合することによって，一層生産諸要素の配分の偏倚的性格，つまりドル収入に結合した基地依存，観光事業などサーヴィス産業，および特恵によってのみささえられる一次産品への産業構造，雇用構造の偏倚と，それから生ずる自給度

の減少，輸入依存度の増大＝いわゆる import-sensitive economy の強化を生み出し（それは沖縄の場合，輸入の価格弾力性を小さくし，交易条件を悪化せしめる要素でもある），沖縄経済の体質を全体として高度の対外依存型に編成替えしていくのである。

たとえば戦前平均（1934～36年）の沖縄の国際収支構造は，受取総額の59.9%が輸移出で占められていた。その他郵便為替払渡しが16.8%，国庫支出14.7%，外国送金8.6%の割合であり，支出面では総額の74.5%が輸移入，国庫納入額13.2%，郵便為替振出しが12.2%であった。これに対し1957年をとってみると円セール（基地収入）が受取総額の62.2%，輸出は15.4%，海外送金など22.3%，一方支出は輸入が92.3%と圧倒的比重を占め，輸入額は輸出額の6倍という著しい不均衡を示し，差額を円セール＝基地収入ですべてカバーするという戦前とは全く異質の国際収支構造の歪みを示している。また通常貿易依存度とよばれる貿易額（輸出・輸入）と国民所得の比率も年々増加し，1957年には輸出に円セールを加えるといずれも70%内外の数字となっている。（『琉銀十年史』24，35頁）

追加的な通貨発行の始発要因がドル収入にだけおかれ，また所得の始発要因もドル収入に大きく依存しているわけであるから，沖縄のような狭隘かつ後進的な経済の場合，基地が拡張され耕地が失われ，自給度が減少すれば，一層このような構造が強制されるのは必然ともいえる。

このような構造の場合，当局は外貨残高をとおして常に決定的な支配力を行使できるだろう。もとより，沖縄において信用制度が高度に発展し，預金通貨制度の発展が現金節約と同時に通貨流通速度を上昇せしめる場合，あるいは沖縄に豊富な金が産出されるならば，このような狭隘な発行制度のもつ制約を免がれることができるであろう。しかしこのようなことが現実に存在する条件がない場合，外貨残高から生ずる制約は不可抗的なものとなるであろう。

さらに上にのべたように，沖縄において金は生産されないのであるから，通貨量を零に近づけないためには，つねに国際収支残高はプラスでなければならない。強力な輸出産業でもあればとにかく，そのような条件が欠如している沖

縄にとってはドル収入を自発的に増加できないのであるから，外貨残高を通ずる支配力の行使は極めて容易であると共に，沖縄の従属性，依存性はこの場合一層強化されて現われることになるであろう。

以上簡単に沖縄の通貨発行制度の基軸である「商業ドル資金」の運用形式とその性格についてのべた。すでにのべたようにこの発行様式にしたがえば外貨残高は発行高に等しくなければならないし，またなるはずである。ところが現実には外貨残高（ドル残高）をB円に換算した額（発行制度から自動的に決定される通貨量）と現実の通貨発行量とを比較してみるとつねに発行高の方が外貨残高をはるかに下廻っていることがわかる。（第3，4表参照）

この疑問を解決するものが先にあげた米民政府による「見返資金」の運用なのである。つぎにこの点にふれることにしよう。「見返資金」は1950年12月5日の「琉球列島米国民政府に関する指示」にある「ガリオア及びエロア物資（対外援助物資）の売上金から得た資金の全額を積立てて別個に見返資金化すること」から発足したものである。（前掲「琉球経済事情」）

第3表　沖縄国際収支の推移（1951～57年）　　（単位：千ドル）

項目＼年	受取 貿易（輸出）	受取 貿易外 円セール	受取 貿易外 海外送金	受取 貿易外 その他	受取 貿易外 小計	受取 合計	支払 貿易（輸入）	支払 貿易外	支払 合計	収支差引 △払超	年末ドル外貨保有高
1951	3,682	18,623	373	905	19,901	23,583	16,321	477	16,798	6,785	14,704
52	4,985	45,704	900	2,397	49,002	53,987	40,003	2,032	42,035	11,951	26,655
53	7,403	51,204	692	2,006	53,902	61,305	57,875	3,542	61,417	△ 112	26,542
54	7,391	46,940	572	7,642	55,154	62,545	56,483	4,307	60,790	1,754	28,297
55	13,185	49,930	756	10,970	61,656	74,842	63,885	3,678	67,563	7,278	35,576
56	20,362	47,137	1,194	27,135	75,466	95,829	87,850	5,533	93,383	2,445	38,021
57	15,652	63,065	1,739	20,909	85,713	101,365	94,096	7,900	101,996	△ 630	37,391

（注）(1)　受取欄中のその他の項目には恩給・年金・運賃・保険・投資その他サーヴィスを含む。
(2)　57年の円セール中には一括払地代を含む。円セールはいうまでもなく基地収入によるもの。
(3)　琉球列島米国民政府資料による。ただし前掲『琉銀十年史』24頁による。
(4)　受取に占める輸出額の割合が小さいこと。輸出に比べてはるかに輸入の大なること。差額が結局円セールつまり基地収入でカバーされている点に注意されたい。

第４表　外貨残高・発行高比較（1951～57年：各12月末）

年＼項目	ドル外貨保有高（千ドル）	同外貨Ｂ円換算高(A)（千円）	発行高(B)（千円）	差額(A)―(B)（千円）
1951	14,703	1,764,471	1,598,073	166,398
52	26,655	3,198,697	1,870,884	1,327,813
53	26,542	3,185,094	1,780,912	1,404,182
54	28,297	3,395,667	2,159,228	1,236,439
55	35,576	4,269,144	3,089,466	1,179,678
56	38,021	4,562,639	3,719,585	843,054
57	38,144	4,577,322	3,531,146	1,046,172

（注）『琉銀十年史』156-158頁記載統計にもとづき算出。57年のみ３月末。

見返資金勘定が正式に設置されたのは既述のように1951年４月以降であるが，見返資金は対外援助として沖縄に輸入された物資の売上代金をＢ円で回収したものであるから，もし売上代金の運用において回収超過となれば，それだけ輸入超過と同様に通貨収縮になることはいうまでもない。輸入超過が通貨収縮になるとは一般的にはいえないが，沖縄のようにはさきの「商業ドル資金」による発行制度が存在する場合にはそうならざるをえない。

いま沖縄における「見返資金」の運用状況をみると第５表のとおりであり，年々ほぼ５億～10億円の回収超過（揚超）であり，1951～55年の５年間に31億円の回収超過を示している。

第５表　琉球見返資金収入及び支出（1951～55年）　（単位：百万円）

期別＼項目	収入			支出					収支尻
	ガリオア物資売上金	その他	計	政府補助金	民政府費用	復金支出	その他	計	(揚超△)
1951年4月～12月	1,412	0	1,412	448	6	309	123	886	△　526
52年1月～12月	1,845	199	2,044	650	27	372	0	1,049	△　995
53年　〃	1,688	0	1,688	409	25	395	276	1,105	△　583
54年　〃	1,268	0	1,268	558	36	178	346	1,118	△　150
55年　〃	1,165	307	1,472	303	37	276	0	616	△　856
合計	7,378	506	7,884	2,368	131	1,530	745	4,774	△　3,110

（注）(1)　米国琉球民政府の資料による。ただし『琉銀十年史』131頁による。
(2)　政府補助金は沖縄側の琉球政府に対する補助金。
(3)　復金支出とは1950年４月10日軍政府布令第４号により発足した「琉球復興金融基金」への繰り入れである。

見返資金の操作それ自体は，戦後多くの被援助国（日本をも含めて）に例をみることができるし，それがインフレ収束にあたって大きな力を発揮したことは日本の場合においてもみられたところである。（この点についてくわしくは大蔵省理財局見返資金課編，『見返資金の記録』1957年。なお小谷義次『国家資本輸出論』1959年，194頁以下参照）

しかし沖縄の見返資金において注目されることは，このような操作を通して蓄積された，つまり回収超過の「見返資金」が，「商業ドル資金」勘定からのドルの購入に向けられたことである。（『琉銀十年史』132頁）

つまり沖縄の対外受取りに純増が生じ「商業ドル資金」のドルが増加すれば，当然新しくB円が発行されるはずであるが，このB円を新しく発行するかわりに，「見返資金」に回収超過になってたまったB円をもって支払うという形の運用がなされたのである。外貨受取超を新規発行円によらず，既発B円の回収超過分でドル購入をまかなったため，発行高は外貨保有高を下廻るという結果が生じたわけである。

見返資金引揚超によるB円のドル転換は二つの重要な意味をもっている。一つはさきの「琉球経済事情」が適切に指摘しているように，「周知のように見返資金一般はアメリカの援助に根源をもつが，それは援助そのものでも，またドルでもなく，援助のドル資金に見合う当該受益国通貨建の資金である。したがってそれはドルに転換することはありえない」はずのものが沖縄ではドルに転換するという点である。（前掲『東京銀行月報』所収）

援助物資のドル転換（援助物資売却→B円回収→ドル買入れ）ということは，一面からすればインベントリー・ファイナンスであるが，一面からみれば援助物資のドルによる回収＝ドル売却に等しい。見返資金をもってこのような外貨へのインベントリー・ファイナンスを行なったのは全く沖縄のみにかぎられた独自のものであり，したがって沖縄の見返資金はこの面からすれば援助の意味を全く喪失することにもなるであろう。

いま一つはこれによって沖縄が巨額のドル蓄積をもつことになったことに関

連している。(たとえば1955年末のドル保有額35,576千ドル，B円換算4,269百万円は同年の沖縄国民所得14,073百万円の30%にあたる。)

このような巨額の蓄積がもたらされたということは上記の見返資金の運用によるのであるが，それは当然増大するはずのB円の増大を抑制したばかりか逆にB円の不足を結果した。つまりこの蓄積は一種の強制貯蓄を沖縄に課すことによってもたらされたともいえるであろう。

この一種の強制貯蓄はインフレの結果としてのそれではなくデフレ的であるが故に一層直接的であったが，同時にこの場合つぎにのべるように，それは吸い上げられたのこりの所得・資金の再配分過程をも規定するものであった。たとえば琉球銀行の業種別貸出総額に占める農林水産業の割合は1950年3月末の42%から1953年3月末には12%に，一方基地収入・所得に結びついた商業部門は同じ期間に17%から45%に上昇をとげている。(『琉銀十年史』317-318頁より算出)

このデフレ効果（この場合通貨の不足と同時に資金の不足）は二つの意味をもっている。一つはこの過程を通して沖縄の体質を一層基地依存型に琢磨したことである。というのはドル収入を得たものはとにもかくにも他から吸い上げたB円にありつけたわけであるから，さきのデフレ効果はかかるものに結びつかない部門に強く作用したはずだからである。だからそれは基地化を促進する一つの物資的基盤であったといえよう。いま一つはこれによってB円の増大が輸入の増大に結合するのを防止したことである。このインベントリーは一般にいわれるような通貨価値の安定を目的としたものではない。（通貨価値は100%準備制によって守られている。物価がB円の増大によって騰貴すれば，沖縄の場合には当然輸入が増大して，事後的にではあるが物価騰貴を沈静することになろう。)

恐らくそれは沖縄の最大の輸入先である日本に対するドルの急速な漏れを，この段階において抑制すべき必要に出たものと考えられる。ドル蓄積は沖縄ばかりでなく，日本をもドルの下に琢磨する効果を発揮していたのである。

ところでこの「見返資金」の運用を通しての通貨操作は，1955年以降ガリオア資金による援助の方式が現物援助による型から直接ドル援助型に移行したた

め，見返資金回収金が急減し円残高が減少したため役に立たなくなった。

ここに見返資金にかわって，通貨操作の役割は「琉球銀行の対米国民政府預ケ金」によって荷われることになるのである。この琉銀の対民政府預ケ金は，当初，琉銀が保有していた預金支払準備金を米民政府に預け入れ，その資金を民政府が運用するという形式から出発したものであった。（同上，142頁）

琉銀は預金の支払準備として要求払預金に対して16%，貯蓄性預金については5%という高率の支払準備を規定されている。この規定の目的は預金者保護というよりもむしろ琉銀のもつ信用創造力を抑制すること，つまりさきにのべた通貨発行制度の抑止力をこの面からも確保するものにほかならなかった。発行制度上の制約および支払準備率規定の制約の結果としての預金に対する現金準備の高率・多額（過剰準備）の必要なることと同時に預金に対して貸出の割合が低率なることはメタルの表裏である。（第6表）

1955年以来支払準備金を民政府へ預け入れたことは一層この傾向を強めた。琉銀はむしろ本来なら過剰準備である筈なのが，預け入れによって手許現金は過少となりそのことが預貸率の低下に現われ，他面では預ケ金の増大となると

第6表 琉球通貨発行高及び琉銀預貸金残高（1950～57年）（単位：千円）

年 月＼項 目	発 行 高	琉銀預金残高	琉銀貸付残高	預貸率（%）
1950年12月	1,336,738	382,819	281,943	73.6
51 12	1,598,073	944,729	666,464	70.5
52 12	1,870,884	1,199,104	835,033	69.6
53 12	1,780,912	1,433,117	944,811	65.9
54 3	1,765,723	1,722,154	1,061,649	61.6
55 3	2,367,782	2,244,148	1,075,281	47.9
56 3	3,069,442	2,873,408	1,400,748	48.7
57 3	3,531,146	4,004,450	2,165,937	54.1

（注） 50～53年までは『琉銀十年史』126頁による。54～57年は同，313-314頁より算出。統計の都合上統一した月をとることができなかった。各月末の数字。

第7表 琉銀の民政府預ケ金（単位・百万円）

年 月	月末残高
1955年 6月	0
8	375
10	375
12	375
56 2	375
4	675
6	1000
8	1200
10	1200
12	1300
57 2	1300

（注） 同上，142頁による。

いう矛盾した姿を呈しているのはこのためである。(第7表)

なお参考のため琉銀の業種別貸出の推移を示すと第8表のとおりで，ここにもこの過程での構造変化が投影されているように思われる。(第8表)

第8表　琉球銀行業種別貸出残高(%)

年　月	農林漁業	工業・建設業	商業・貿易・交通	その他	計
1955年 3月	11.3	35.9	46.1	6.6	100
9	11.2	41.1	46.0	1.7	100
56　3	11.9	36.3	46.1	5.7	100
9	10.3	26.8	54.5	8.4	100
57　3	9.6	24.3	55.3	10.8	100

(注)　(1)　『琉銀十年史』318-319頁記載統計より算出。(2)商業・貿易・交通など流通サーヴィス関連産業の増大，農林漁業の比率低下に注意。工業建設部門の低下は主として工業の低下による。このことは地場産業の相対的な衰退を意味するものといえるであろう。

米国民政府は見返資金にかわってこの琉銀より預け入れをうけた支払準備をもってドル購入に運用し，さらに次第に預金の準備率を上廻る金額の預け入れを要求して，このことを行なったのである。57年にかけて琉銀の預金は2倍にも増大していないのに一方琉銀の預ヶ金が3.4倍になっているのはこのことを物語るものといえよう。この預ケ金の急増期は国際収支の受取超過の急増期に当るが，この民政府預ケ金による公開市場売オペレーション操作に相当する運用は当然生ずべき通貨量の膨脹を相殺するものであったことは前の見返資金運用の場合と同様であった。

ところがさきにあげた第4表をみると，ちょうどこの時期には外貨保有高とB円発行高の差額が前の「見返資金」操作のときよりも減少しているようにみえる。これはB円発行高が「琉球住民の所有に帰するB円の総額」と規定されているため，一度預金として吸収され琉銀手持金となったB円が民政府預ケ金として吸収されても発行残高から落ちないためである。(『琉銀十年史』144頁)

したがって実質的に市中に存在する発行高は第1図の発行高から斜線部分を差引いた額であり，残りは民政府に対する債権として保有されているにすぎな

い。『琉球銀行十年史』もこの矛盾をつぎのように表現せざるをえなかった。「この預ケ金制による抑制操作は資金のだぶつきから生ずる融資の質の急速な低下と輸入金融を必要以上に緩和して（傍点筆者），輸入増による無駄な外貨の浪費を阻止したという効果もあったが，反面経済の積極拡大すべき機会を遅らせたとの見方も成り立つわけである。」（同上，144頁）

第1図　琉球の通貨発行高と外貨保有高の推移

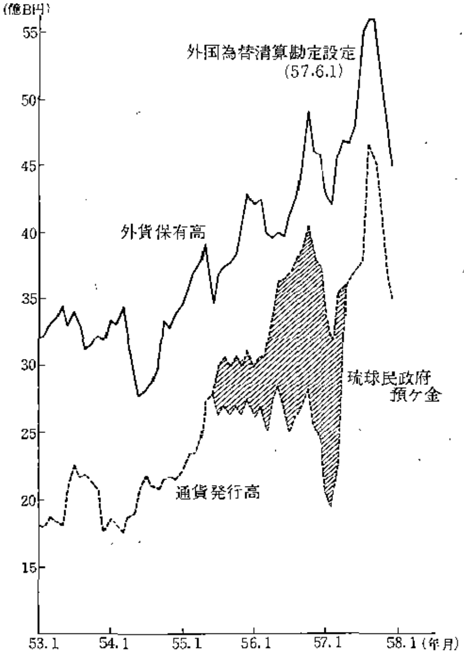

（注）『琉銀十年史』143頁による。57.6.1以後も発行高が外貨保有高に一致しないのはさきの発行高の規定による。つまり本来一致すべきものがアメリカの所有にうつされた分だけ少なくなっているのである。（本文参照）

1957年6月1日に設定された「外国為替清算勘定」は戦後沖縄の通貨制度のこれまでとった超デフレ政策を根本的に改正させるものであった。

この改正は1957年3月以来米国から沖縄に派遣された金融通貨制度調査団の勧告にもとづくものであった。「外国為替清算勘定」の設定によってドル保有高とB円発行総額の増減が自動的に一致する方式に改正された。この改正に先立って，同年4月に琉球銀行の民政府預金13億円は同行に返済された。また従来ドル保有高に対して未発行であった分（援助資金の転化分）のB円が5月31日に制限預金より民政府一般資金に繰入れられ（傍点筆者─本来琉球側の所有となるべきものがアメリカの所有となったということ），6月1日以降B円総額（発行高＋米国民政府関係預金＝総B円発行高）はドルと完全に一致するようになった。（同上，151頁。なお琉銀『金融経済』1958年10月号所収

前掲宝村論文)

この結果B円の発行制度はさきにのべた100%のドル準備制度＝ドル為替本位制の本来の姿にかえったのである。1957年6月にみられるこの政策変更がいかなる理由にもとづくものであるかは本稿の課題ではない。むしろそれはB円のドル切替え(1958年9月)に関連する問題だからである。だがそれはこれまでのドルの超過準備策*＝超デフレ策があやまりであったことを意味するわけではない。それは超デフレ策がすでにその使命を終了し，同時にそれがもたらした諸矛盾が新たな政策指向に対する障害となるにいたった内外状勢の変化にもとづくものであったことは確かであろう。

*　従来の100%外貨準備制度において準備が100%をこえること，つまり沖縄と同じ超過準備が行なわれなかったというのではない。しかし沖縄のごとくそれが短期的に，しかも上にのべたような史的先例をみないほどの非合理な手段によって強力的におしすすめられたことはなかったといってよいだろう。

超デフレ策は沖縄の基地経済化，本土との経済関係を根本的に変化せしめることを100%ドル準備制以上に加速化したのであり，またそれは朝鮮戦争後の極東情勢の変化と同時に沖縄自体に課された基地性格の急速な展開と変化に対応するものであったといえるだろう。50年の朝鮮戦争にはじまる大規模な基地建設の開始，対中国緊張の継続，53年のアイゼンハウアーによる「ニュー・ルック」(大量報復戦略その具体的な戦略態勢としての周辺戦略)と呼ばれる戦略・戦術核兵器の使用を基礎とする戦略態勢の再編成の決定，その具体化としての共産圏周辺への空軍基地増強，その一環としての54年3月沖縄における基地拡大のための軍用地一括買上げ公表，反面日本・韓国からの地上兵力の漸減，1954年4月ヴェトナムにおけるフランスの敗北の結果としてのアメリカによる交代の決定，56年1月インドシナ三国のフラン圏離脱，これらの動向こそすでに48年にはじまるB円体制への移行の上に更にさきにのべた超デフレ策の強化を継続・遂行せしめた最大の基線をなす史的標識であろう。